

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

今治市議会定例会（第 5 回）議案

今治市議会定例会（第5回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案 90	令和4年度 今治市一般会計補正予算（第6号）	別 冊
議案 91	令和4年度 今治市船舶交通特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 92	令和4年度 今治市小規模下水道特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 93	令和4年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案 94	令和4年度 今治市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 95	令和4年度 今治市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案 96	令和4年度 今治市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案 97	今治市個人情報保護法の施行等に関する条例制定について	1
議案 98	今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	9
議案 99	今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例制定について	37
議案100	今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	43
議案101	今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	49
議案102	今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	55
議案103	今治市庁舎構内駐車場条例の一部を改正する条例制定について	65

議案104	今治市母子生活支援施設条例を廃止する条例制定について	75
議案105	今治市玉川龍岡活性化センター条例を廃止する条例制定について	79
議案106	財産の取得について（小型動力ポンプ）	83
議案107	新たに生じた土地の確認について（伯方港埋立造成地）	87
議案108	字の区域の変更について（伯方港埋立造成地）	91
議案109	今治市立図書館の指定管理者の指定について	95
議案110	今治市営スポーツパークの指定管理者の指定について	99
議案111	今治市鈍川せせらぎ交流館の指定管理者の指定について	103
議案112	今治市宮窪カレイ山展望公園の指定管理者の指定について	107
議案113	今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館の指定管理者の指定について	111
議案114	瓦のふるさと公園の指定管理者の指定について	115
議案115	船舶交通特別会計への繰入額の変更について	119
議案116	小規模下水道特別会計への繰入額の変更について	121
議案117	専決処分について	123
	・令和4年度 今治市一般会計補正予算（第5号）	125
報告 12	専決処分について	141
	・損害賠償額の決定及び和解について	143
	・損害賠償額の決定及び和解について	145
	・損害賠償額の決定及び和解について	147
	・損害賠償額の決定及び和解について	149

・ 損害賠償額の決定及び和解について

151

今治市個人情報保護法の施行等に関する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、必要となる条例を制定しようとするもの。



## 今治市個人情報保護法の施行等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、今治市情報公開条例（平成17年今治市条例第19号）第7条第9号に掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示請求の手続)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関（市長（公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、又は消防長をいう。以下同じ。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正請求の手続)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止の手続)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、毎年度1回、各実施機関のこの条例に定める保有個人情報の開示その他の実施状況をとりまとめ、その概要を公表するものとする。

(審査会の設置)

第10条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、今治市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の組織)

第11条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(審査会の委員)

第12条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。



5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の会長)

第13条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第14条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関）に対し、保有個人情報（法第78条第1項第4号、第94条第1項又は102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第15条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第16条 審査会は、第14条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当

な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(今治市個人情報保護条例の廃止)

第2条 今治市個人情報保護条例(平成17年今治市条例第21号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第5条第4項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第10条、第22条又は第28条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有して

いた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

第5条 この条例の施行の際現に旧条例第34条の規定により置かれた同条に規定する今治市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、施行日に、第12条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

2 市長は、施行日前においても、第12条第1項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第34条第5項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

4 施行日前に附則第2条の規定による廃止前の旧条例第33条の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。



今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

人事院の給与勧告に鑑み、本市職員の給与もこれに準じて改定しようとするもの。



今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」改める。

別表第1、別表第2イ及びウの表並びに別表第3を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
再任用職 員以外の 職員	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800



27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	

59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		

91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		
109		299,500	348,500		
110		299,900	348,900		
111		300,300	349,200		
112		300,600	349,500		
113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			
117		301,900			
118		302,100			
119		302,400			
120		302,700			
121		303,100			
122		303,300			

	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	

28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800

59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	
87		289,700	325,600	346,600	
88		289,900	326,000	346,900	
89		290,300	326,400	347,300	

	90		290,500	326,800	347,600	
	91		290,700	327,200	348,000	
	92		290,900	327,600	348,300	
	93		291,300	327,900	348,700	
	94		291,500	328,100	349,000	
	95		291,700	328,500	349,300	
	96		292,000	328,800	349,600	
	97		292,400	329,000	349,900	
	98		292,700	329,300	350,300	
	99		292,900	329,600	350,700	
	100		293,200	329,900	351,100	
	101		293,500	330,100	351,600	
	102		293,700	330,400	352,000	
	103		293,900	330,800	352,400	
	104		294,200	331,000	352,800	
	105		294,500	331,200	353,300	
	106			331,400		
	107			331,800		
	108			332,000		
	109			332,200		
	110			332,600		
	111			333,000		
	112			333,400		
	113			333,600		
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 この表は、栄養士等で規則で定めるものに適用する。



ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	

28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900

59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900

90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		

121	296,000	326,900	360,800
122	296,400	327,200	361,300
123	296,700	327,500	361,800
124	297,100	327,800	362,300
125	297,300	328,000	362,600
126	297,500	328,300	
127	297,800	328,700	
128	298,200	328,900	
129	298,400	329,100	
130	298,700	329,300	
131	299,100	329,700	
132	299,500	329,900	
133	299,700	330,200	
134	300,000	330,600	
135	300,400	331,000	
136	300,700	331,400	
137	300,900	331,700	
138	301,200	332,100	
139	301,600	332,500	
140	301,900	332,900	
141	302,100	333,200	
142	302,500	333,600	
143	302,900	333,900	
144	303,200	334,300	
145	303,400	334,600	
146	303,600	335,000	
147	303,900	335,400	
148	304,300	335,800	
149	304,500	336,100	
150	304,700	336,500	
151	305,000	336,900	

	152	305,300	337,300			
	153	305,700	337,600			
	154	305,900				
	155	306,100				
	156	306,400				
	157	306,700				
	158	307,000				
	159	307,300				
	160	307,600				
	161	308,000				
	162	308,300				
	163	308,600				
	164	308,900				
	165	309,300				
	166	309,600				
	167	309,900				
	168	310,200				
	169	310,600				
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

備考 この表は、診療所等に勤務する看護師、准看護師及び保健センター等に勤務する保健師等で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

福祉職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	164,100	212,900	257,900	278,600
	2	165,300	214,600	259,400	280,000
	3	166,500	216,400	260,800	281,600
	4	167,700	218,100	262,300	282,900
	5	168,600	219,800	263,200	284,400
	6	170,100	221,600	264,500	286,300
	7	171,500	223,400	265,800	288,100
	8	172,900	225,100	267,100	290,100
	9	174,100	226,800	268,300	292,000
	10	175,500	228,300	269,400	294,000
	11	176,900	229,700	270,700	296,100
	12	178,300	231,100	271,600	298,100
再任用職員以外の職員	13	179,700	232,500	272,700	299,500
	14	181,000	234,100	274,000	301,800
	15	182,400	235,700	275,400	303,800
	16	183,700	237,300	276,800	305,900
	17	185,200	238,700	278,400	307,800
	18	186,700	240,300	280,200	309,800
	19	188,400	241,800	281,800	311,500
	20	189,900	243,300	283,300	313,200
	21	191,200	244,100	284,800	315,100
	22	192,800	245,400	286,600	317,200
	23	194,500	246,700	288,000	319,400
	24	196,100	248,000	289,600	321,500
	25	197,700	249,300	291,300	323,500
	26	199,400	250,900	292,800	325,500

27	201, 200	252, 400	294, 500	327, 600
28	202, 900	254, 000	296, 100	329, 600
29	204, 700	255, 400	297, 200	331, 400
30	206, 100	256, 700	298, 500	333, 500
31	207, 600	257, 800	300, 000	335, 400
32	209, 000	259, 100	301, 400	337, 500
33	210, 200	260, 400	302, 900	339, 100
34	211, 500	261, 400	304, 500	341, 000
35	212, 800	262, 700	306, 000	342, 800
36	213, 900	263, 700	307, 600	344, 700
37	215, 100	264, 900	309, 100	345, 900
38	216, 500	266, 100	310, 600	347, 800
39	217, 900	267, 300	312, 000	349, 700
40	219, 300	268, 500	313, 600	351, 500
41	220, 300	269, 900	314, 900	353, 400
42	221, 500	271, 400	316, 500	355, 200
43	222, 600	272, 900	318, 000	357, 000
44	223, 800	274, 300	319, 500	358, 700
45	224, 600	275, 900	320, 500	360, 500
46	225, 700	277, 400	321, 700	361, 900
47	226, 600	278, 900	322, 900	363, 400
48	227, 500	280, 400	324, 100	364, 800
49	228, 200	281, 800	325, 100	365, 800
50	229, 100	283, 200	326, 100	366, 900
51	230, 200	284, 700	327, 000	368, 000
52	231, 000	286, 000	328, 000	369, 100
53	231, 400	287, 200	328, 900	370, 000
54	232, 500	288, 300	329, 600	370, 600
55	233, 100	289, 500	330, 400	371, 400
56	233, 700	290, 800	331, 200	372, 200
57	234, 500	292, 200	331, 800	373, 000



58	235,200	293,600	332,300	373,800
59	236,000	295,100	332,900	374,600
60	236,700	296,600	333,400	375,400
61	237,500	297,700	333,900	376,300
62	238,100	299,200	334,100	377,000
63	238,700	300,400	334,700	377,700
64	239,200	301,900	335,300	378,400
65	240,000	303,000	335,600	378,700
66	241,000	304,300	336,100	379,300
67	242,000	305,400	336,600	379,900
68	242,900	306,700	337,100	380,600
69	243,900	307,400	337,600	381,000
70	245,000	308,500	338,100	381,700
71	245,900	309,700	338,500	382,300
72	246,600	310,900	339,000	382,900
73	247,200	312,200	339,200	383,300
74	248,200	312,900	339,700	383,900
75	249,200	313,600	340,200	384,500
76	250,000	314,200	340,700	385,100
77	250,800	315,000	341,000	385,500
78	251,800	315,700	341,400	386,000
79	252,700	316,400	341,900	386,500
80	253,500	317,100	342,300	387,100
81	254,400	317,400	342,500	387,600
82	255,000	317,700	342,800	388,000
83	255,800	318,300	343,300	388,400
84	256,600	318,600	343,700	388,800
85	257,200	319,000	344,000	389,000
86	258,000	319,300	344,300	389,200
87	258,700	319,700	344,800	389,500
88	259,600	320,000	345,200	389,800

89	260,200	320,500	345,500	390,000
90	261,000	320,900	345,900	390,300
91	261,800	321,200	346,300	390,600
92	262,600	321,500	346,500	390,800
93	263,000	322,000	346,800	391,000
94	263,700	322,400		
95	264,200	322,600		
96	264,900	323,000		
97	265,600	323,400		
98	266,300	323,800		
99	267,000	324,200		
100	267,700	324,600		
101	268,200	324,800		
102	268,700	325,100		
103	269,100	325,400		
104	269,600	325,700		
105	269,800	326,100		
106	270,000	326,300		
107	270,300	326,600		
108	270,600	327,000		
109	271,000	327,400		
110	271,300	327,700		
111	271,700	328,100		
112	272,000	328,400		
113	272,300	328,700		
114	272,600	329,100		
115	272,900	329,400		
116	273,300	329,600		
117	273,600	329,800		
118	273,900	330,100		
119	274,300	330,500		

120	274,700	330,900
121	274,900	331,100
122	275,100	
123	275,500	
124	275,800	
125	276,000	
126	276,300	
127	276,700	
128	277,100	
129	277,300	
130	277,700	
131	278,100	
132	278,400	
133	278,600	
134	278,900	
135	279,300	
136	279,600	
137	279,800	
138	280,100	
139	280,400	
140	280,700	
141	280,900	
142	281,100	
143	281,300	
144	281,600	
145	282,000	
146	282,200	
147	282,500	
148	282,800	
149	283,100	
150	283,300	

	151	283,600			
	152	283,800			
	153	284,100			
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400

備考 この表は、養護老人ホーム、保育所等に勤務し、指導、介護、保育等の業務に従事する職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 今治市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第31条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定(第31条第2項第1号及び第2号の改正規定を除く。)による改正後の今治市職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用し、第1条の規定(第31条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。)による改正後の今治市職員の給与に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の今治市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の今治市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

「参 考」

第1条による今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

「参 考」

第2条による今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>





今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期  
末手当支給条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

人事院の給与勧告に鑑み、議会議員の期末手当についても他との均衡を考慮して改定しようとするもの。



今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償  
及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

第1条 今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成20年今治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「参 考」

第1条による今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職した議員にあっては、退職した日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職した議員にあっては、退職した日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>

「参 考」

第2条による今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職した議員にあっては、退職した日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職した議員にあっては、退職した日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>



今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

人事院の給与勧告に鑑み、特別職の期末手当についても他との均衡を考慮して改定しようとするもの。





今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 今治市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第5項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第5項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の今治市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の今治市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「参 考」

第1条による今治市特別職の職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(給与)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職した者にあつては、退職した日現在)において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職した者にあつては、退職した日現在)において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p>

「参 考」

第2条による今治市特別職の職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(給与)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職した者にあつては、退職した日現在)において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職した者にあつては、退職した日現在)において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p>



今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

人事院の給与勧告に鑑み、一般職の任期付職員の給与もこれに準じて改定しようとするもの。



今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年今治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

別表第1中「375,000」を「376,000」に改める。

第2条 今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定（第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用し、第1条の規定（第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正後の今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

「参 考」

第1条による今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧				
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)				
第8条 略	第8条 略				
<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第23条第1項、第27条及び第28条第2項の規定の適用については、同条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第23条第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年今治市条例第17号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第27条中「第24条に規定する職にある職員」とあるのは「第24条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第28条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第23条第1項、第27条及び第28条第2項の規定の適用については、同条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第23条第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年今治市条例第17号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第27条中「第24条に規定する職にある職員」とあるのは「第24条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第28条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>				
3 略	3 略				
別表第1(第7条関係)	別表第1(第7条関係)				
特定任期付職員給料表	特定任期付職員給料表				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">号給</td> <td style="text-align: center;">給料月額</td> </tr> </table>	号給	給料月額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">号給</td> <td style="text-align: center;">給料月額</td> </tr> </table>	号給	給料月額
号給	給料月額				
号給	給料月額				



	円		円
1	376,000	1	375,000
2	422,000	2	422,000
3	472,000	3	472,000
4	533,000	4	533,000
5	608,000	5	608,000
6	710,000	6	710,000
7	830,000	7	830,000

「参 考」

第2条による今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第23条第1項、第27条及び第28条第2項の規定の適用については、同条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第23条第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年今治市条例第17号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第27条中「第24条に規定する職にある職員」とあるのは「第24条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第28条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第23条第1項、第27条及び第28条第2項の規定の適用については、同条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第23条第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年今治市条例第17号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第27条中「第24条に規定する職にある職員」とあるのは「第24条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第28条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>

今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

人事院の給与勧告にかんがみ、会計年度任用職員の給与もこれに準じて改定しようとするもの。



今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年今治市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

職務 の級	行政職 (一)		医療職 (一)	医療職 (二)		医療職 (三)		福祉職	
	1 級	2 級	1 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	885,000	155,100	191,500	169,900	197,000	164,100	212,900
2	151,200	200,300	887,800	156,500	193,100	171,300	198,900	165,300	214,600
3	152,400	202,100	890,600	157,900	194,700	172,800	200,900	166,500	216,400
4	153,500	203,900	893,400	159,300	196,300	174,200	202,800	167,700	218,100
5	154,600	205,400	896,000	160,500	197,800	175,600	204,900	168,600	219,800
6	155,700	207,200	898,500	162,300	199,300	177,100	206,900	170,100	221,600
7	156,800	209,000	901,000	164,000	200,900	178,600	209,100	171,500	223,400
8	157,900	210,800	903,500	165,600	202,400	180,100	211,200	172,900	225,100
9	158,900	212,400	906,000	167,200	204,000	181,300	213,200	174,100	226,800
10	160,300	214,200	908,500	168,900	205,700	183,000	214,600	175,500	228,300
11	161,600	216,000	911,000	170,500	207,300	184,600	216,000	176,900	229,700
12	162,900	217,800	913,500	172,300	209,000	186,100	217,200	178,300	231,100
13	164,100	219,200	916,000	173,700	210,400	187,500	218,600	179,700	232,500
14	165,600	221,000	918,500	175,500	212,000	189,500	220,000	181,000	234,100
15	167,100	222,700	921,000	177,400	213,600	191,500	221,500	182,400	235,700
16	168,700	224,500	923,500	179,200	215,200	193,500	222,700	183,700	237,300
17	169,800	226,100	926,000	181,100	216,600	195,500	224,100	185,200	238,700
18	171,200	227,800	928,800	182,600	218,200	197,500	225,600	186,700	240,300
19	172,600	229,400	931,600	184,400	219,900	199,500	227,100	188,400	241,800
20	174,000	230,900	934,400	186,200	221,600	201,500	228,600	189,900	243,300
21	175,300	232,200	937,000	187,700	222,900	203,500	229,700	191,200	244,100
22	177,800	233,800	939,500	189,200	224,400	205,400	231,400	192,800	245,400
23	180,300	235,400	942,000	190,700	225,800	207,500	233,100	194,500	246,700
24	182,800	236,900	944,500	192,200	227,300	209,600	234,700	196,100	248,000
25	185,200	237,900	947,000	193,800	228,500	211,200	236,000	197,700	249,300

26	186,900	239,400	949,500	195,100	229,900	212,500	237,700	199,400	250,900
27	188,500	240,700	952,000	196,600	231,200	213,700	239,400	201,200	252,400
28	190,200	241,900	954,500	198,000	232,400	215,000	241,100	202,900	254,000
29	191,700	243,100	957,000	199,500	233,600	216,200	242,700	204,700	255,400
30	193,400	244,100	959,500	200,700	234,900	217,300	244,100	206,100	256,700
31	195,200	245,100	962,000	202,000	236,400	218,600	245,400	207,600	257,800
32	196,900	246,100	964,500	203,300	237,700	219,700	246,500	209,000	259,100
33	198,500	247,200	967,000	204,700	238,700	221,000	247,500	210,200	260,400
34	199,900	248,100	969,800	206,100	240,000	222,300	248,600	211,500	261,400
35	201,400	249,000	972,600	207,400	240,900	223,600	249,500	212,800	262,700
36	202,900	250,000	975,400	208,800	242,100	224,900	250,500	213,900	263,700
37	204,200	250,900	978,000	209,900	243,400	226,000	251,200	215,100	264,900
38	205,500	252,200	980,300	211,200	244,500	227,400	252,200	216,500	266,100
39	206,700	253,400	982,600	212,500	245,600	228,700	253,100	217,900	267,300
40	208,000	254,700	984,900	213,800	246,700	230,100	254,100	219,300	268,500
41	209,300	256,000	987,000	214,900	247,800	231,000	254,500	220,300	269,900
42	210,600	257,400	989,300	216,100	248,700	232,400	255,400	221,500	271,400
43	211,900	258,600	991,600	217,300	249,600	233,700	256,200	222,600	272,900
44	213,200	259,800	993,900	218,500	250,400	235,100	256,900	223,800	274,300
45	214,300	260,900	996,000	219,600	251,500	236,300	257,700	224,600	275,900
46	215,600	262,100	998,500	220,700	252,800	237,700	258,400	225,700	277,400
47	216,900	263,400	1,001,000	221,700	254,100	239,000	259,300	226,600	278,900
48	218,200	264,500	1,003,500	222,700	255,300	240,300	260,100	227,500	280,400
49	219,200	265,600	1,006,000	223,600	256,800	241,200	260,900	228,200	281,800
50	220,300	266,600	1,008,300	224,500	258,200	242,300	261,800	229,100	283,200
51	221,300	267,800	1,010,600	225,400	259,400	243,300	262,700	230,200	284,700
52	222,300	268,900	1,012,900	226,300	260,600	244,300	263,700	231,000	286,000
53	223,300	269,900	1,015,000	226,600	261,600	245,000	264,800	231,400	287,200
54	224,200	270,900	1,017,300	227,400	262,900	246,000	266,000	232,500	288,300
55	225,100	272,000	1,019,600	228,000	264,200	246,900	267,300	233,100	289,500
56	226,000	273,100	1,021,900	228,800	265,300	247,800	268,600	233,700	290,800

57	226,300	274,000	1,024,000	229,500	266,100	248,500	270,000	234,500	292,200
58	227,100	275,000	1,026,500	230,200	267,300	249,500	271,500	235,200	293,600
59	227,800	275,900	1,029,000	230,800	268,500	250,100	272,900	236,000	295,100
60	228,500	277,000	1,031,500	231,400	269,600	250,900	274,300	236,700	296,600
61	229,200	278,100	1,034,000	232,100	270,500	251,700	275,600	237,500	297,700
62	230,000	279,100	1,036,300	232,700	271,600	252,500	276,900	238,100	299,200
63	230,700	280,000	1,038,600	233,300	272,700	253,300	278,300	238,700	300,400
64	231,300	281,000	1,040,900	234,000	273,800	254,100	279,400	239,200	301,900
65	231,900	281,500	1,043,000	234,600	274,600	254,800	280,500	240,000	303,000
66	232,500	282,400	1,045,300	235,300	275,700	255,500	281,800	241,000	304,300
67	233,100	283,100	1,047,600	236,000	276,600	256,300	283,100	242,000	305,400
68	233,800	284,000	1,049,900	236,700	277,700	257,000	284,400	242,900	306,700
69	234,500	285,000	1,052,000	237,300	278,700	257,800	285,500	243,900	307,400
70	235,100	285,800	1,054,500	237,900	279,700	258,600	287,000	245,000	308,500
71	235,600	286,600	1,057,000	238,500	280,800	259,500	288,500	245,900	309,700
72	236,300	287,400	1,059,500	239,000	281,900	260,500	289,900	246,600	310,900
73	237,000	288,200	1,062,000	239,600	282,500	261,800	290,900	247,200	312,200
74	237,600	288,700	1,064,300	240,300	283,200	263,100	292,300	248,200	312,900
75	238,200	289,100	1,066,600	241,000	283,700	264,200	293,500	249,200	313,600
76	238,700	289,600	1,068,900	241,500	284,500	265,300	294,800	250,000	314,200
77	239,300	289,800	1,071,000	241,900	285,300	266,200	296,200	250,800	315,000
78	240,000	290,100		242,400	285,900	267,200	297,500	251,800	315,700
79	240,700	290,300		242,900	286,500	268,400	298,700	252,700	316,400
80	241,200	290,700		243,200	287,100	269,400	300,000	253,500	317,100
81	241,700	290,900		243,500	287,800	270,300	300,500	254,400	317,400
82	242,300	291,100		243,800	288,300	271,200	301,700	255,000	317,700
83	242,900	291,500		244,100	288,700	272,200	302,800	255,800	318,300
84	243,400	291,800		244,400	289,100	273,100	304,000	256,600	318,600
85	243,900	292,100		244,700	289,300	273,900	305,100	257,200	319,000
86	244,500	292,400			289,500	274,700	306,300	258,000	319,300
87	245,100	292,700			289,700	275,600	307,500	258,700	319,700



88	245,600	293,100	289,900	276,500	308,600	259,600	320,000
89	246,100	293,400	290,300	277,300	309,900	260,200	320,500
90	246,600	293,800	290,500	278,200	311,100	261,000	320,900
91	246,900	294,100	290,700	279,000	312,300	261,800	321,200
92	247,300	294,500	290,900	280,000	313,500	262,600	321,500
93	247,600	294,700	291,300	280,900	314,300	263,000	322,000
94		294,900	291,500	281,900	315,000	263,700	322,400
95		295,200	291,700	282,800	315,700	264,200	322,600
96		295,600	292,000	283,800	316,300	264,900	323,000
97		295,800	292,400	284,400	317,000	265,600	323,400
98		296,100	292,700	285,200	317,300	266,300	323,800
99		296,500	292,900	285,800	317,900	267,000	324,200
100		296,900	293,200	286,700	318,600	267,700	324,600
101		297,100	293,500	287,500	319,000	268,200	324,800
102		297,400	293,700	288,300	319,600	268,700	325,100
103		297,800	293,900	289,100	320,200	269,100	325,400
104		298,100	294,200	289,900	320,800	269,600	325,700
105		298,300	294,500	290,600	321,200	269,800	326,100
106		298,600		291,100	321,700	270,000	326,300
107		299,000		291,600	322,200	270,300	326,600
108		299,300		292,100	322,700	270,600	327,000
109		299,500		292,300	323,100	271,000	327,400
110		299,900		292,600	323,500	271,300	327,700
111		300,300		292,800	323,800	271,700	328,100
112		300,600		293,200	324,100	272,000	328,400
113		300,800		293,500	324,500	272,300	328,700
114		301,000		293,700	324,900	272,600	329,100
115		301,300		294,100	325,300	272,900	329,400
116		301,700		294,400	325,600	273,300	329,600
117		301,900		294,700	325,800	273,600	329,800
118		302,100		295,000	326,100	273,900	330,100

119	302,400		295,300	326,500	274,300	330,500
120	302,700		295,700	326,700	274,700	330,900
121	303,100		296,000	326,900	274,900	331,100
122	303,300		296,400	327,200	275,100	
123	303,600		296,700	327,500	275,500	
124	303,900		297,100	327,800	275,800	
125	304,200		297,300	328,000	276,000	
126			297,500	328,300	276,300	
127			297,800	328,700	276,700	
128			298,200	328,900	277,100	
129			298,400	329,100	277,300	
130			298,700	329,300	277,700	
131			299,100	329,700	278,100	
132			299,500	329,900	278,400	
133			299,700	330,200	278,600	
134			300,000	330,600	278,900	
135			300,400	331,000	279,300	
136			300,700	331,400	279,600	
137			300,900	331,700	279,800	
138			301,200	332,100	280,100	
139			301,600	332,500	280,400	
140			301,900	332,900	280,700	
141			302,100	333,200	280,900	
142			302,500	333,600	281,100	
143			302,900	333,900	281,300	
144			303,200	334,300	281,600	
145			303,400	334,600	282,000	
146			303,600	335,000	282,200	
147			303,900	335,400	282,500	
148			304,300	335,800	282,800	
149			304,500	336,100	283,100	

150					304,700	336,500	283,300
151					305,000	336,900	283,600
152					305,300	337,300	283,800
153					305,700	337,600	284,100
154					305,900		
155					306,100		
156					306,400		
157					306,700		
158					307,000		
159					307,300		
160					307,600		
161					308,000		
162					308,300		
163					308,600		
164					308,900		
165					309,300		
166					309,600		
167					309,900		
168					310,200		
169					310,600		

備考

- 1 行政職（一）は、次項から第5項までに掲げる職員以外の全てのものに適用する。
- 2 医療職（一）は、医師について適用する。
- 3 医療職（二）は、栄養士等で規則で定めるものに適用する。
- 4 医療職（三）は、看護師、准看護師、保健師等で規則で定めるものに適用する。
- 5 福祉職は、指導、介護、保育等の業務に従事する職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

今治市庁舎構内駐車場条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

駐車場の使用料を改定し、その他所要の改正をしようとするもの。



## 今治市庁舎構内駐車場条例の一部を改正する条例

今治市庁舎構内駐車場条例（平成17年今治市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置及び」を削る。

第2条の見出し中「設置」を「名称及び位置」に改め、同条中「を次のとおり設置する」を「の名称及び位置は次のとおりとする」に改める。

第3条を次のように改める。

（定義）

第3条 この条例において、深夜駐車とは、今治市庁舎構内駐車場（以下「駐車場」という。）の閉門時から開門時までの駐車のことをいう。

第4条の見出し中「使用の許可」を「駐車場の使用」に改め、同条第1項を次のように改める。

駐車場は、次に掲げる者の使用に供するものとする。

- (1) 市庁舎に用務で来庁している者
- (2) 市庁舎、今治市公会堂又は今治市民会館で開催される会議、行事等に参加している者
- (3) 市庁舎、今治市公会堂又は今治市民会館の施設の維持修繕等を行っている者

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に掲げる者以外の者が、深夜駐車をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

第6条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 開門時において、駐車しようとする者が第4条第1項に掲げる者以外の者である場合

第7条中「使用者」を「第4条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改め、同条第3号中「第10条」を「第11条」に改める。

第8条を次のように改める。

（使用料の納付）

第8条 使用者は、出庫までに、1回1台につき1,000円の使用料を納付しなければならない。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

（使用料の不還付）

第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 公益上の理由により利用の承認を取り消されたとき。

(2) 災害その他やむを得ない理由により市庁舎等が利用できなくなったとき。

(3) 第7条の規定により利用の取消しをした場合において市長が相当の理由があると認める  
とき。

別表を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の今治市庁舎構内駐車場条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車場の使用に係る使用料について適用し、施行日前の駐車場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。



今治市庁舎構内駐車場条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市庁舎構内駐車場の____ ____管理に関し必要な事項を定めることを 目的とする。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 市庁舎構内駐車場の<u>名称及び位置は</u> <u>次のとおりとする。</u></p> <p>名称 今治市庁舎構内駐車場 位置 今治市別宮町一丁目4番地1</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、<u>深夜駐車とは、今</u> <u>治市庁舎構内駐車場(以下「駐車場」という。)</u> <u>の閉門時から開門時までの駐車のことをい</u> <u>う。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市庁舎構内駐車場の<u>設置</u> <u>及び管理</u>に関し必要な事項を定めることを 目的とする。</p> <p>(設置____)</p> <p>第2条 市庁舎構内駐車場を<u>次のとおり設置</u> <u>する</u>_____。</p> <p>名称 今治市庁舎構内駐車場 位置 今治市別宮町一丁目4番地1</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、<u>次の各号に掲げる</u> <u>用語の意義は、当該各号に定めるところによ</u> <u>る。</u></p> <p>(1) <u>休日駐車</u> 今治市の休日定める条 例(平成17年今治市条例第2号)第1条第 1項に規定する日の閉門時から閉門時ま での駐車</p> <p>(2) <u>夜間駐車</u> 前号に規定する以外の日 の午後5時30分から閉門時までの駐車</p> <p>(3) <u>深夜駐車</u> 閉門時から開門時までの 駐車</p> <p>(4) <u>施設使用駐車</u> 今治市公会堂又は今 治市民会館の使用の許可を受けた場合で、 その使用に伴う駐車</p> <p>(5) <u>施設入場駐車</u> 今治市公会堂又は今 治市民会館における行事、会議等の参加に 伴う駐車であって、それぞれの施設の利用</p>

(駐車場の使用)

第4条 駐車場は、次に掲げる者の使用に供するものとする。

- (1) 市庁舎に用務で来庁している者
- (2) 市庁舎、今治市公会堂又は今治市民会館で開催される会議、行事等に参加している者
- (3) 市庁舎、今治市公会堂又は今治市民会館の施設の維持修繕等を行っている者

2 前項に掲げる者以外の者が、深夜駐車をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 略

(駐車の拒否)

第6条 市長は、駐車場に駐車しようとする自動車は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 略
- (2) 開門時において、駐車しようとする者が第4条第1項に掲げる者以外の場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある場合

(使用許可の取消し)

第7条 市長は、第4条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

に応じた時間に限った駐車

(使用の許可)

第4条 今治市庁舎構内駐車場(以下「駐車場」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。

2 略

(駐車の拒否)

第6条 市長は、駐車場に駐車しようとする自動車は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 略

(2) 前号に掲げる場合のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある場合

(使用許可の取消し)

第7条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

(1) ~ (2) 略

(3) 第11条各号に該当する行為をした場合

(使用料の納付)

第8条 使用者は、出庫までに、1回1台につき1,000円の使用料を納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 公益上の理由により利用の承認を取り消されたとき。

(2) 災害その他やむを得ない理由により市庁舎等が利用できなくなったとき。

(3) 第7条の規定により利用の取消しをした場合において市長が相当の理由があると認めるとき。

(禁止行為)

第11条 略

(賠償の免責)

第12条 略

(過料)

第13条 略

(1) ~ (2) 略

(3) 第10条各号に該当する行為をした場合

(使用料の納付)

第8条 使用者は、自動車を出庫するときに、別表に定める使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。ただし、施設入場駐車にあつては入庫のときに使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

(禁止行為)

第10条 略

(賠償の免責)

第11条 略

(過料)

第12条 略







今治市母子生活支援施設条例を廃止する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

今治市母子生活支援施設を廃止しようとするもの。





## 今治市母子生活支援施設条例を廃止する条例

今治市母子生活支援施設条例（平成17年今治市条例第128号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



今治市玉川龍岡活性化センター条例を廃止する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

今治市玉川龍岡活性化センターを廃止しようとするもの。



## 今治市玉川龍岡活性化センター条例を廃止する条例

今治市玉川龍岡活性化センター条例（平成17年今治市条例第224号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに発生した使用料については、廃止前の今治市玉川龍岡活性化センター条例の規定は、なおその効力を有する。

（今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

- 3 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表今治市玉川龍岡活性化センター指定管理者選定審議会の項を削る。



財産の取得について（小型動力ポンプ）

次のとおり小型動力ポンプを購入する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 品名及び数量      小型動力ポンプ 14台
- 2 購入の目的      消防団が使用する小型動力ポンプの更新
- 3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

区 分	購入方法	購入金額	購入の相手方
小型動力ポンプ	指名競争入札	41,272,000 円	松山市桑原二丁目3番19号 有限会社 愛媛芝浦ポンプ商会 代表取締役 松井 信治

「参 考」

小型動力ポンプ入札結果

業 者 名	入 札 金 額
(有) 愛媛芝浦ポンプ商会	41,272,000 円
(株) 岩本商会	42,812,000
(株) ヤマダ	43,428,000
小川ポンプ工業 (株)	45,122,000
(株) 新日本ライフテック	46,200,000

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。



「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の  
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



新たに生じた土地の確認について（伯方港埋立造成地）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、今治市伯方町木浦字久留米木乙164の1、乙164の4、同字西須ノ頭甲535の7、甲535の13、甲535の14及び甲535の15の地先公有水面埋立地7,336.43平方メートルは、今治市の地域であることを確認する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

「参 照」

地方自治法（抜すい）

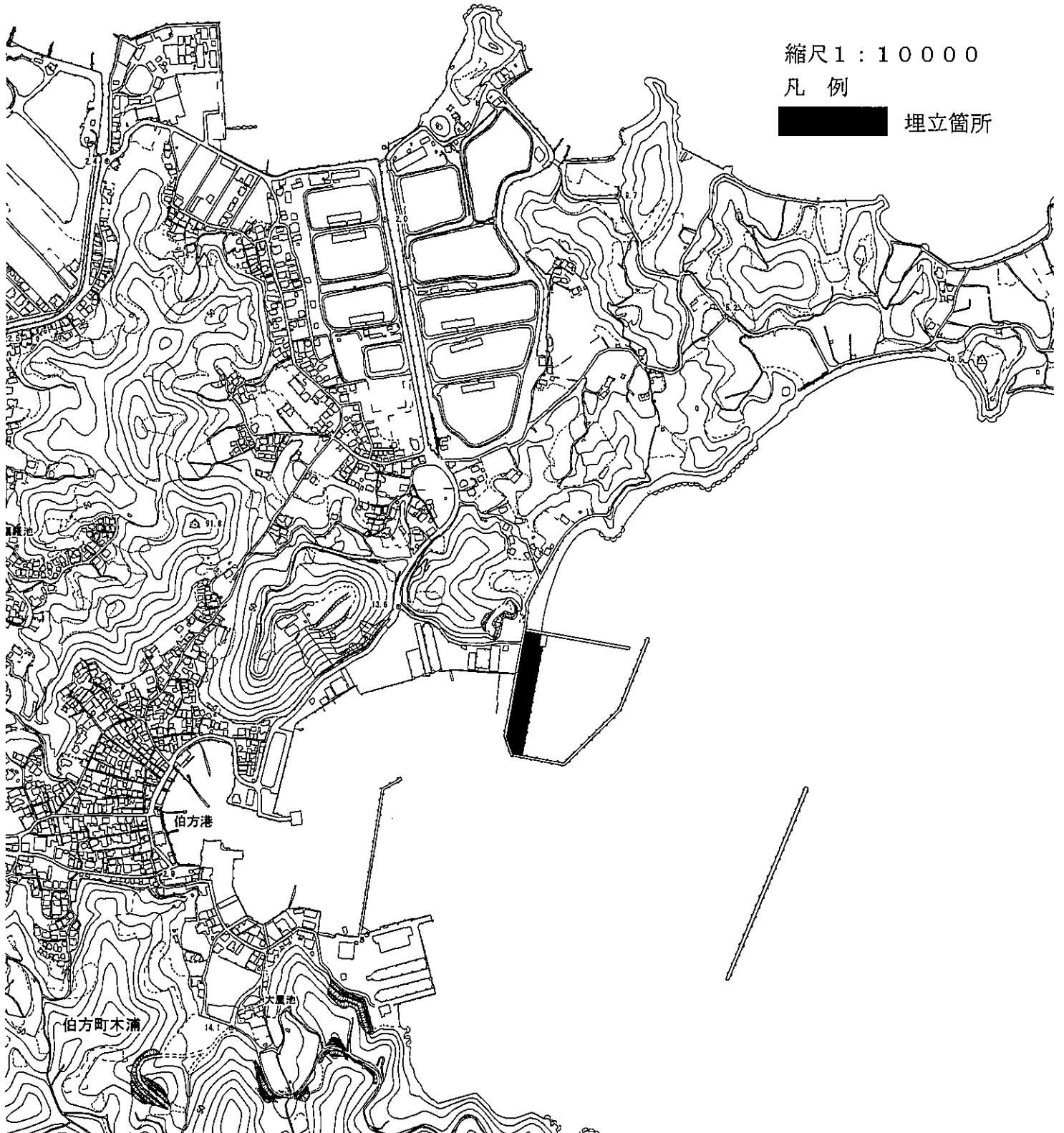
（あらたに生じた土地の確認）

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

「参考」

## 公有水面埋立箇所図

- 1 埋立免許 平成13年2月15日 愛媛県指令12港第599号
- 2 埋立権者 愛媛県
- 3 埋立場所 今治市伯方町木浦字久留米木乙164の1、乙164の4、同字西須ノ頭甲535の7、甲535の13、甲535の14及び甲535の15の地先公有水面
- 4 埋立面積 7336.43平方メートル
- 5 竣功認可 令和4年9月26日 愛媛県指令4港第245号



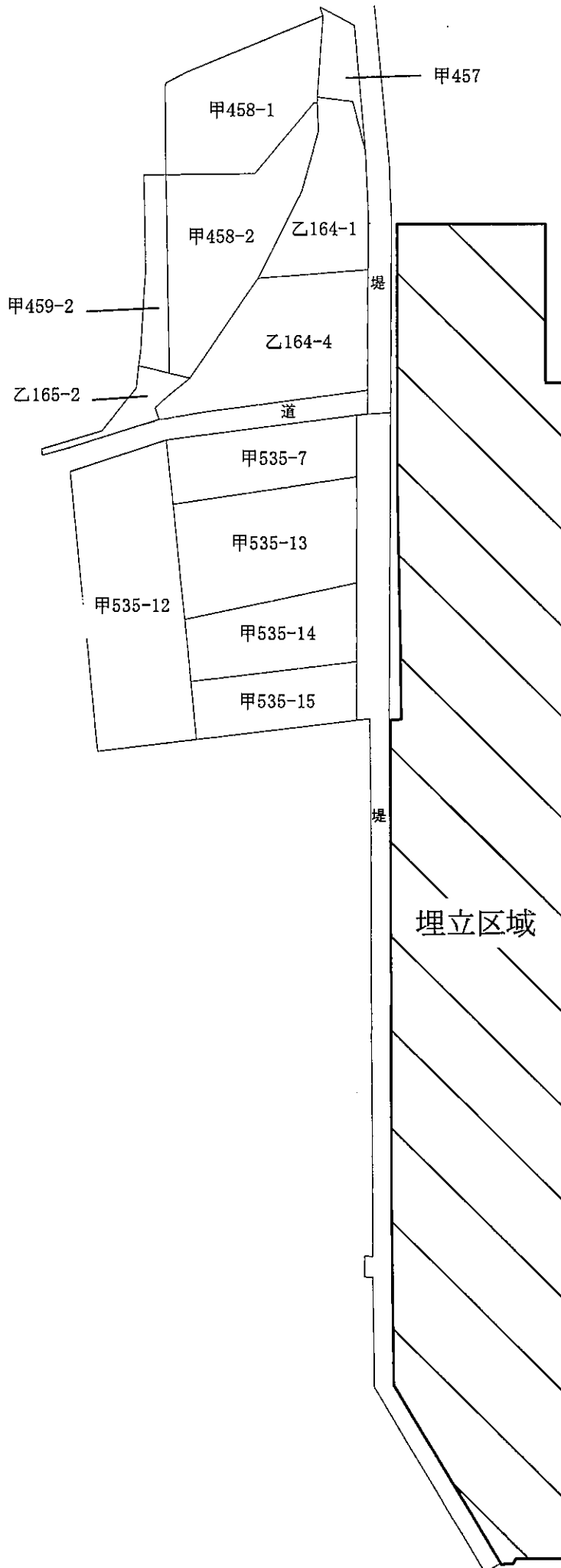
「参考」



地籍図

伯方町木浦

縮尺1:1000



字の区域の変更について（伯方港埋立造成地）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更するものとする。

上記の処分は、今治市長の行う告示の日から効力を生ずる。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

記

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
伯方町木浦	今治市伯方町木浦字久留米木乙164の1、乙164の4、 同字西須ノ頭甲535の7、甲535の13、甲535の14及び 甲535の15の地先公有水面埋立地	7336.43

「参 照」

## 地方自治法（抜すい）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。



「参考」

## 公有水面埋立箇所図

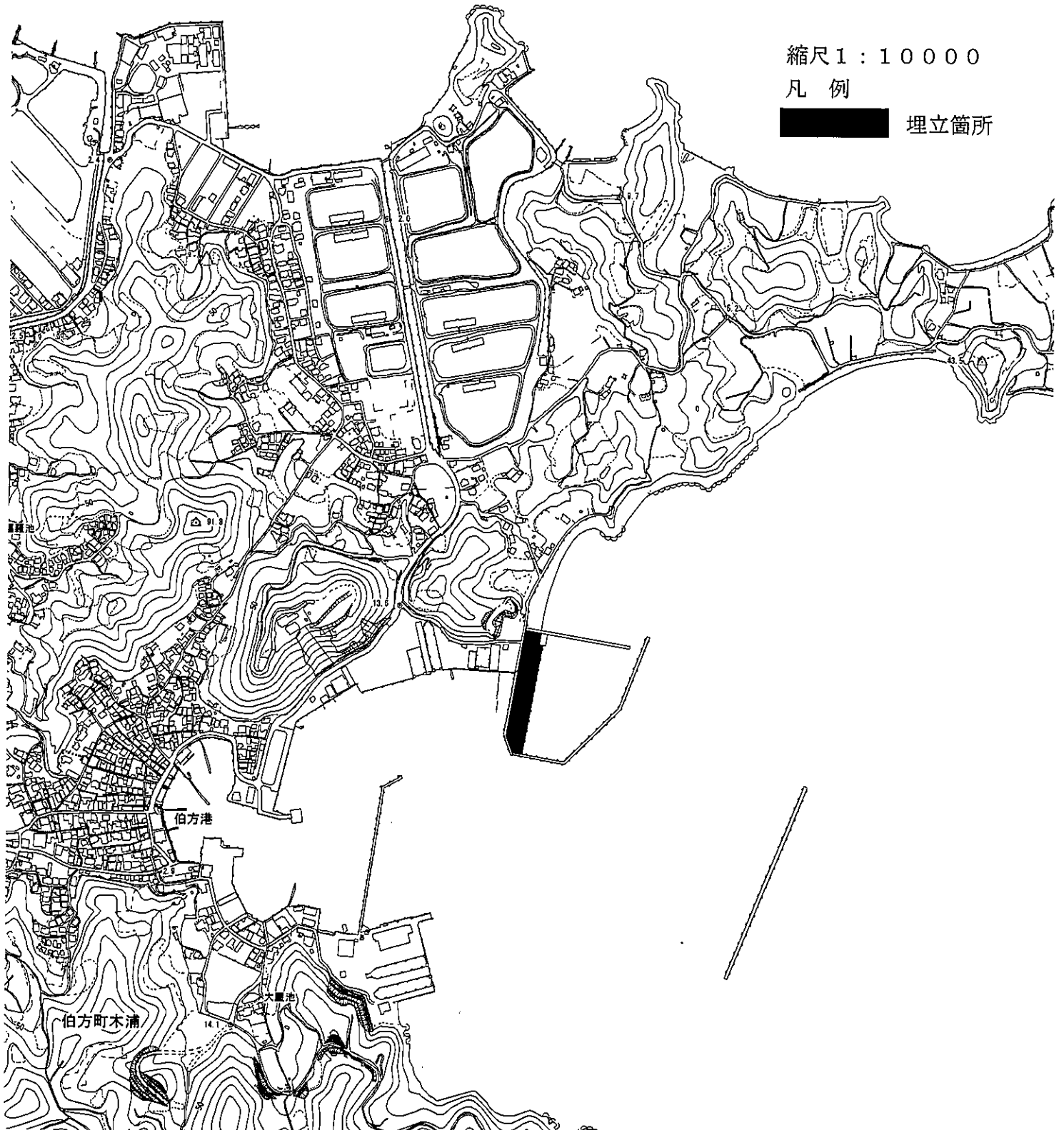
- 1 埋立免許 平成13年2月15日 愛媛県指令12港第599号
- 2 埋立権者 愛媛県
- 3 埋立場所 今治市伯方町木浦字久留米木乙164の1、乙164の4、同字西須ノ頭甲535の7、甲535の13、甲535の14及び甲535の15の地先公有水面
- 4 埋立面積 7336.43平方メートル
- 5 竣功認可 令和4年9月26日 愛媛県指令4港第245号



縮尺1:10000

凡例

 埋立箇所



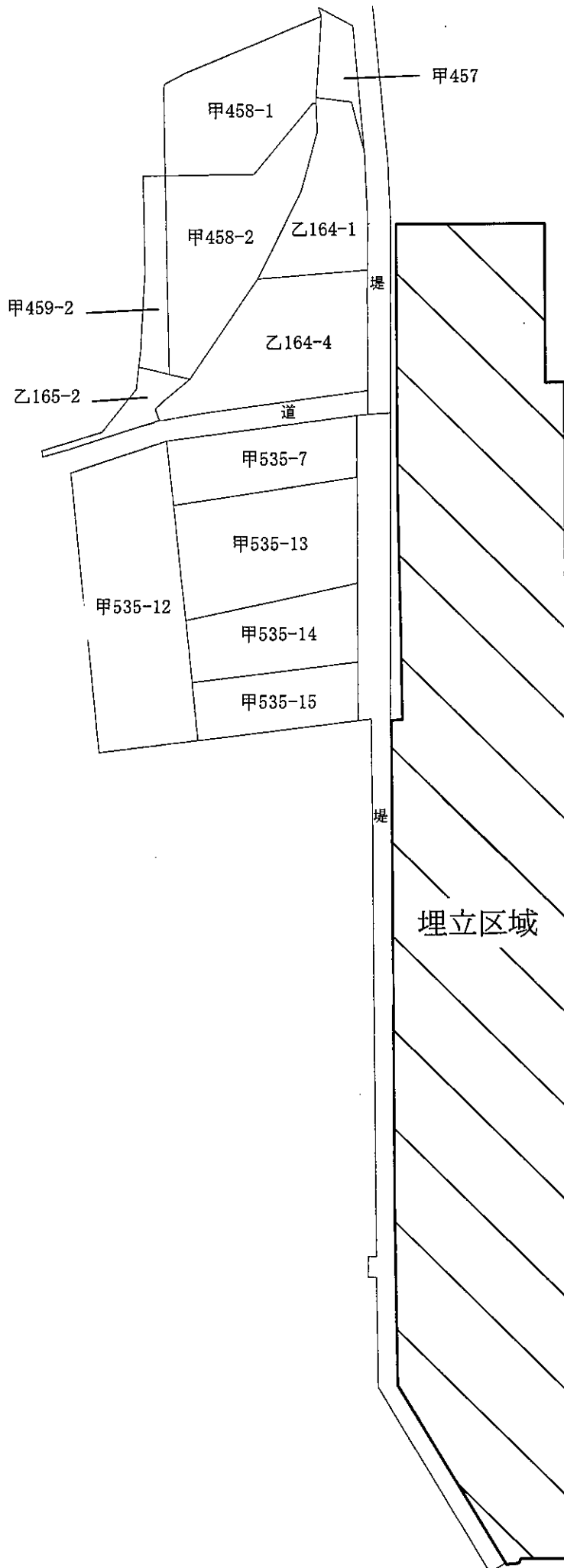
「参考」



地籍図

伯方町木浦

縮尺1:1000



今治市立図書館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市立中央図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 TRC今治図書館サポート 代表者 東京都文京区大塚三丁目1番1号 株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
今治市立波方図書館		
今治市立大西図書館		
今治市立大三島図書館		

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

採用

3 指定管理料基準額（5年間）

1,062,000,000円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
TRC今治図書館サポート	145/173点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値



今治市営スポーツパークの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市営スポーツパーク	今治市松本町一丁目1番地9 特定非営利活動法人 今治しまなみスポーツクラブ 理事長 村上 康	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略



「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

採用

3 指定管理料基準額（4年間）

0円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
特定非営利活動法人 今治しまなみスポーツクラブ	127.5/140点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値



今治市鈍川せせらぎ交流館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市鈍川せせらぎ交流館	今治市八町西三丁目6番30号 株式会社 ありがとうサービス 代表取締役 井本 雅之	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

採用

3 指定管理料基準額（5年間）

68,500,000円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
株式会社 ありがとうサービス	125.0/143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値



今治市宮窪カレイ山展望公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市宮窪カレイ山展望公園	今治市宮窪町宮窪4703番地 NPO法人 能島の里 理事長 村上 利雄	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略



「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

採用

3 指定管理料基準額（5年間）

10,250,000円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
NPO法人 能島の里	120.2/143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値



今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市大三島海洋温浴館 及び農村交流館	今治市大三島町浦戸1507番地1 株式会社 マーレ 代表取締役 松岡 修	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

採用

3 指定管理料基準額（5年間）

192,500,000円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
株式会社 マーレ	122.5/143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値



瓦のふるさと公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
瓦のふるさと公園	今治市菊間町浜228番地4 菊間町窯業協同組合 代表理事 越智 浩一	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略



「参 考」

1 選定方法

公募

2 利用料金制

採用

3 指定管理料基準額（5年間）

146,000,000 円

4 応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
菊間町窯業協同組合	121.9 / 143 点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値



船舶交通特別会計への繰入額の変更について

令和4年度今治市一般会計から船舶交通特別会計への繰入額を次のとおり変更する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

記

変更前の繰入額 61,090千円以内

(令和4年3月25日議決 議会第2回議案第50号)

変更後の繰入額 65,690千円以内

(追加額 4,600千円)

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

小規模下水道特別会計への繰入額の変更について

令和4年度今治市一般会計から小規模下水道特別会計への繰入額を次のとおり変更する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

記

変更前の繰入額 601,551千円以内

(令和4年3月25日議決 議会第2回議案第52号)

変更後の繰入額 605,092千円以内

(追加額 3,541千円)

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- ・令和4年度 今治市一般会計補正予算（第5号）

「参 照」

## 地方自治法（抜すい）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

- 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。



令和4年度今治市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度今治市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,330,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,097,109千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年10月12日

今治市長 徳永繁樹

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

款	項
15 国庫支出金	2 国庫補助金
歳入合計	

(単位 千円)

補正前の額	補 正 額	計
12,884,273	1,330,000	14,214,273
3,763,711	1,330,000	5,093,711
80,767,109	1,330,000	82,097,109

歳 出

款	項
3 民 生 費	1 社会福祉費
歳 出 合 計	

(単位 千円)

補正前の額	補 正 額	計
30,700,379	1,330,000	32,030,379
16,792,463	1,330,000	18,122,463
80,767,109	1,330,000	82,097,109





(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	30,700,379	1,330,000	32,030,379
歳出合計	80,767,109	1,330,000	82,097,109





2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
15 国庫支出金	12,884,273	1,330,000	14,214,273
2 国庫補助金	3,763,711	1,330,000	5,093,711
2 民生費国庫補助金	1,237,677	1,330,000	2,567,677
歳 入 合 計	80,767,109	1,330,000	82,097,109



3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民 生 費	30,700,379	1,330,000	32,030,379	1,330,000	0
1 社会福祉費	16,792,463	1,330,000	18,122,463	1,330,000	0
1 社会福祉総務費	3,233,986	1,330,000	4,563,986	1,330,000	0
				(内訳) 国庫支出金 1,330,000	
歳 出 合 計	80,767,109	1,330,000	82,097,109	1,330,000	0

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明	
区 分	金 額			
1 報 酬	3,648	パートタイム会計年度任用職員給 (4人)	電力・ガス・食料品等価格 高騰緊急支援給付金給付事 業費  1,330,000	
3 職員手当等	6,051	時間外勤務手当		5,453
		管理職員特別勤務手当		162
		一般職期末手当		436
4 共 済 費	702	社会保険料		427
		一般職共済組合負担金 (会計年度任用職員)		275
8 旅 費	75	費用弁償		
10 需 用 費	3,670	消耗品費		2,140
		燃料費		200
		印刷製本費		1,110
		光熱水費		120
		維持修繕料		100
11 役 務 費	10,758	通信運搬費		7,636
		手数料		3,122
12 委 託 料	13,978	その他委託料		5,546
		人材派遣委託料		
		電子計算業務委託料		8,432
		システム開発等委託料		
13 使用料及び 賃借料	1,118	機械器具賃借料	380	
		複写機使用料	275	
		会場賃借料	463	
18 負担金補助 及び交付金	1,290,000	補助金 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付 金		

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	2,678	1,133,991	5,620,889	3,554,667	10,309,547	1,927,195	12,236,742	
補 正 前	2,674	1,130,343	5,620,889	3,548,616	10,299,848	1,926,493	12,226,341	
比 較	4	3,648	0	6,051	9,699	702	10,401	

(本会計における計上職員数は2,678人及び1人(4月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	158,749	708	75,917	127,032	14,955	399,416	640
	補 正 前	158,749	708	75,917	127,032	14,955	393,963	640
	比 較	0	0	0	0	0	5,453	0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
	補 正 後	13,233	179,642	1,206,991	750,337	641	545,453	80,953
	補 正 前	13,071	179,642	1,206,555	750,337	641	545,453	80,953
	比 較	162	0	436	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1,223	-	4,551,886	3,201,953	7,753,839	1,510,454	9,264,293	
補 正 前	1,223	-	4,551,886	3,196,338	7,748,224	1,510,454	9,258,678	
比 較	0	-	0	5,615	5,615	0	5,615	

(本会計における計上職員数は1,223人及び1人(4月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	158,749	708	75,917	103,206	12,467	360,409	600
	補 正 前	158,749	708	75,917	103,206	12,467	354,956	600
	比 較	0	0	0	0	0	5,453	0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
	補 正 後	13,233	179,642	923,638	750,337	641	541,453	80,953
	補 正 前	13,071	179,642	923,638	750,337	641	541,453	80,953
	比 較	162	0	0	0	0	0	0

## イ 会計年度任用職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	1,455	1,133,991	1,069,003	352,714	2,555,708	416,741	2,972,449	
補正前	1,451	1,130,343	1,069,003	352,278	2,551,624	416,039	2,967,663	
比 較	4	3,648	0	436	4,084	702	4,786	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
		補正後	-	-	-	23,826	2,488	39,007
	補正前	-	-	-	23,826	2,488	39,007	40
	比 較	-	-	-	0	0	0	0
区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当	
	補正後	-	-	283,353	-	-	4,000	-
	補正前	-	-	282,917	-	-	4,000	-
	比 較	-	-	436	-	-	0	-

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外の職員)

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職 員 手 当	5,615	制度改正に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	5,615	業務量の変動に伴う増減分 5,615 時間外勤務手当 5,453 管理職員特別勤務手当 162





専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月5日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分に行うことができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年9月20日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和3年4月2日午後3時30分頃、開山公園において、相手方が木製アスレチック遊具の一段目から二段目に登ろうとして手すりを掴んだところ、固定が十分でなく手すりが動いたため、転倒して負傷した。
- 3 損害賠償額 支払額 36,300円



損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年10月14日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和4年5月1日午後4時40分頃、本市港湾漁港課所属の派遣職員が運転する市有貨物自動車、市道東鳥生4号線を直進し、市道祇園浜ノ窪線との交差点（今治市東鳥生町一丁目1778番11地先）を右折しようとしたところ、左側から同交差点に進入してきた相手方所有の乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 159,067円  
受取額 43,098円



損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年10月27日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和4年6月24日午前11時頃、本市資源リサイクル課職員が運転する市有貨物自動車が、市道石佛線（今治市片山二丁目269番1地先）において資源ごみを収集するため後退したところ、後方から直進してきた相手方所有の乗用自動車の右側面に接触し、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 239,105円





損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月4日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和4年8月26日午前10時50分頃、本市資源リサイクル課所属の派遣職員が運転する市有貨物自動車（今治市蒼社町一丁目415番1地先）の境内においてごみ袋を収集後、同神社から出ようとしたところ、同車両の左側面が出口横の石段に接触し、同石段が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 86,350円



損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月7日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和4年10月2日午後3時30分頃、岡村港に向け航行していたフェリー「第二せきぜん」が、潮流の変化に伴い船体が大きく傾いた際、同船の甲板に駐車していた相手方所有の小型自動二輪車が同船の左舷側の手すりに接触し、同車両及びヘルメットが破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 134,749円

